

高齢運転者等標章の交付等に関する事務の取扱いについて（通達）

最終改正 令和 8. 4. 1 例規規制第20号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章（以下「標章」という。）の交付等に関する事務の取扱いについて、下記のように定め、平成25年12月24日から実施することとしたから、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、高齢運転者等標章の交付事務について（平成22. 3. 29：一般駐対第46号）の一般通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、法第45条の2第2項の規定による標章の交付の申請（以下「新規申請」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第6条の3の5の規定による標章の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届出」という。）、法第45条の2第3項の規定による標章の再交付申請（以下「再交付申請」という。）に伴う標章の交付、同条第4項の規定による標章の返納（以下「返納」という。）等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 標章の新規申請等の受理

標章の新規申請、記載事項変更届出、再交付申請及び返納については、交通規制課又は申請（届出）者の住所地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）において受理するものとする。ただし、標章（他の都道府県公安委員会の交付した標章を含む。）の返納については、管轄警察署以外の警察署においても受理することができるものとする。

3 新規申請

(1) 新規申請は、高齢運転者等標章申請書（施行規則別記様式第1の3の5）（以下「申請書」という。）により受理するものとする。この場合において、申請者に後記6の(1)の施行規則第6条の3の4第2項各号に掲げる書類の提示を求め、法第45条の2第1項に規定する高齢運転者等に該当すること、記載事項に誤りがないこと等を確認し、必要に応じ、運転免許試験課へ照会等すること。

なお、親族等から運転免許証（以下「免許証」という。）又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）、母子健康手帳等の原本の提示を受けたときは、当該親族等を申請者とみなし、申請を受理することができるものとする。

(2) 交通規制課長又は管轄警察署の長（以下「管轄警察署長」という。）は、前記3の(1)の確認の結果、記載内容に誤り等がないときは、標章を申請者に交付すること。

(3) 前記3の(2)の規定により交通規制課長が標章を交付するときは、管轄警察署長に申請内容を通知することにより標章番号を取得し、高齢運転者等標章交付台帳（別記様式）（以下「交付台帳」という。）に所定の事項を記載すること。この場合において、交通規制課長は、受理した申請書の副本を作成し保管するとともに、その正本を当該管轄警察署長に送付す

ること。

- (4) 管轄警察署長は、前記 3 の (3)の規定により交通規制課長から申請書の送付を受けたときは、交付台帳に所要事項を記載し、これを保管するものとする。
- (5) 管轄警察署長が標章を交付するときは、交付台帳に所定の事項を記載すること。
- (6) 交通規制課長及び管轄警察署長は、前記 3 の (2)により標章を交付したときは、交付台帳の記載事項を京都府警察情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）に登録すること。

4 記載事項変更届出

- (1) 記載事項変更届出は、高齢運転者等標章記載事項変更届（施行規則別記様式第 1 の 3 の 7）により受理するものとするものとし、記載事項に変更が生じたことを証する書類の提示を求めるほか、新規申請の場合に準じて処理すること。
- (2) 前記 4 の (1)の届出が京都府内の他の警察署の管轄地域から住所を変更したことに伴う届出であるときは、当該届出を受けた交通規制課長又は管轄警察署長は、情報管理システムにより当該届出前の交付台帳記載事項の抹消を行うとともに、当該届出前の管轄警察署長に記載事項変更届を受理した旨の通知をすること。この場合において、通知を受けた管轄警察署長は、当該通知に係る事項の記載について交付台帳に二線で抹消し、その理由を当該欄の余白に記載すること。
- (3) 前記 4 の (1)の届出が他の都道府県公安委員会から標章を交付された者が京都府に住所を変更したことに伴う届出のときは、当該届出を受けた交通規制課長又は管轄警察署長は、当該標章の交付をした都道府県公安委員会の管轄する都道府県警察の当該事務を主管する所属長に対し、記載事項変更届出を受理した旨の通知を行うこと。
- (4) 標章を利用する普通自動車の追加及び変更をする場合は、記載事項変更届出によること。

5 再交付申請

- (1) 再交付申請は、高齢運転者等標章再交付申請書（施行規則別記様式第 1 の 3 の 8）により受理するものとし、新規申請の場合に準じて処理すること。
- (2) 記載事項の変更を伴う再交付申請の場合において提示を求める書類は、記載事項変更届出の場合と同様とする。この場合においては、高齢運転者等標章再交付申請書の再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由並びに記載事項の変更の内容及びその理由を記載させること。
- (3) 再交付申請について他の警察署の管轄地域からの住所の変更を伴う場合は、前記 4 の (2)及び (3)に準じて処理すること。

6 提示書類による記載内容の確認

- (1) 施行規則第 6 条の 3 の 4 第 2 項各号に規定する提示書類は、次に掲げるとおりである。
 - ア 免許証又はマイナ免許証
 - イ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項に規定する自動車検査証等（その写しを含む。以下同じ。）（普通自動車のものに限る。）
 - ウ 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 14 条の 5 に規定する者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足る書類
- (2) 前記 6 の (1)の ア 及び ウ については原本により、前記 6 の (1)の イ については写しにより確認すること。
- (3) 法第 45 条の 2 第 1 項の届出に係る高齢運転者等標章自動車は道路交通法施行令第 22 条第 1

号のミニカーであるときは、自動車検査証等に代え、市町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

7 警察行政手続オンライン化システムによる申請の手続

警察行政手続オンライン化システムにより新規申請（届出）を受ける場合は、前記6（1）の規定にかかわらず、施行規則第6条の3の4第2項各号に規定する書類に代えて当該書類の写し（マイナ免許証については、マイナ免許証の表面の写し又は免許情報記録が記録された書面）を添付させるものとする。また、記載事項変更届出を当該システムにより受ける場合においても、変更が生じたことを証する書類の写しを添付させるものとする。

8 標章の作成

（1）施行規則別記様式第1の3の6により作成すること。

（2）標章表面の標章番号には、発行年（西暦）の下2桁の数字、発行都道府県等コード番号、発行所属コード番号、発行年における発行所属ごとの一連番号の順に12桁の数字を記載すること。ただし、交通規制課において標章の交付を行うときは、管轄警察署の一連番号を記載すること。

（3）年月日欄には、標章を交付する年月日を記載すること。

（4）登録（車両）番号欄には、高齢運転者等標章申請書、高齢運転者等標章記載事項変更届又は高齢運転者等標章再交付申請書（以下「申請書」という。）に記載されている全ての登録（車両）番号を記載すること。この場合において、当該記載欄に空白部分が残るときは、「以上〇台」と記載すること。

なお、記載する普通自動車の登録（車両）番号については、申請者名義に限らず、申請者が運転する可能性がある普通自動車も対象となり得るので注意すること。

（5）法第45条の2第1項第1号から第3号までのうち該当するものに○を付すこと。

（6）標章の裏面については、申請書及び提示書類により確認し記載すること。

（7）申請書を受理した場合は、標章番号を新たに付し、新たな標章を作成して交付すること。

9 標章の交付

（1）窓口担当者は、必ず申請（届出）者に対し、標章裏面の注意事項について、読み聞かせ、申請（届出）者に内容を閲読させた後、記載事項を再度確認し、標章にパウチフィルム処理をしてこれを交付すること。

（2）標章を交付する際は、交付台帳に受領印を押印させ、又は署名させること。

10 標章の返納

（1）記載事項変更届出又は再交付申請（紛失、滅失等による場合を除く。）を受理するときは、既に交付されている標章の返納を受けること。

（2）他の警察署の発行番号が付された標章の返納を受理したときは、前記4の（2）及び（3）に準じて処理すること。

11 標章の処分

記載事項変更届出又は再交付申請の際に提出を受けた標章及び返納を受けた標章については、前記4の（2）若しくは（3）、5の（3）又は9の（2）の通知等をした後、当該標章の提出又は返納を受けた交通規制課又は警察署で裁断等の方法により確実に廃棄すること。

12 標章の管理

標章の管理については、通行禁止又は駐車禁止等の対象から除く車両及び署長等の行う通行

許可又は駐車許可の取扱いについて（昭和49. 4. 2：9京交企第 203号）の例規通達第1の7に準じるものとする。

13 専決

この例規通達に規定する警察署長の事務のうち、前記3の（4）の規定による受理、前記4の（2）及び（3）、5の（3）並びに9の（2）の規定による受理した旨の通知の事務は、交通課長に専決させることができる。

（様式省略）